



# 特集

## 愛知県では 交通死亡事故が多発しています

### ●スローガン

◆ストップ・ザ・交通事故  
～高めようモラル 守ろうルール～

**ストップ・ザ・交通事故** 高めようモラル 守ろうルール



<サブスローガン>

◆広めよう交通安全スリーS運動

交通安全スリーS運動を展開して「思いやり」の輪を広げよう！

#### ★ストップ

赤信号はストップ、一時停止場所でストップ、飲酒運転をストップ

#### ★スロー

高齢者や子どもを見たら速度をスロー

#### ★スマート

運転中の携帯電話や急発進・空ぶかしをしない  
スマートな運転

都道府県別事故死者数	死者数(年間)	
1位	茨城	70人
2位	千葉	62人
3位	埼玉	61人
4位	愛知	59人
5位	東京	56人

(平成28年5月11日現在)

5月11日現在、愛知県では59名の方が交通事故で亡くなっています。

本年の都道府県別事故死者数は全国で4位という順位ですが、愛知県は、過去13年連続ワーストワンの不名誉な記録を更新し続けています。一瞬にして尊い命を奪い、平和な暮らしを破壊する交通事故をなくすことは、私たち愛知県民の切実な願いです。しかしながら、多くの人々の努力にもかかわらず、交通ルールの違反やマナーの低下などを原因とする悲惨な交通事故は後を絶ちません。また、高齢者が事故死者数の約半数を占めているほか、交差点における事故やシートベルト非着用による死亡事故が高い割合で推移するなど、依然として厳しい状況が続いております。

		合計		死亡		重傷		軽傷	
		件数	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比		
弥富市	件数	90	+22	1	0	1	0	88	+22
	人数	130	+41	1	0	1	0	128	+41
蟹江町	件数	78	+1	0	0	1	-1	77	+2
	人数	102	+12	0	0	1	-1	101	+13
飛島村	件数	40	+17	0	0	2	+2	38	+15
	人数	51	+23	0	0	2	+2	49	+21

(平成28年4月末現在)

## 愛知県警察 自転車安全利用について 愛知県警察

平成27年6月1日「自転車運転者講習制度」が開始されました。講習制度の対象となる**危険行為**は下記の14類型です。

<b>1 信号無視</b> 法第7条違反 	<b>2 通行禁止道路(場所)の通行</b> 法第8条違反 	<b>3 歩行者用道路での徐行違反</b> 法第9条違反 
<b>4 歩道通行や車道の右側通行等</b> 法第17条違反 	<b>5 路側帯での歩行者の通行妨害</b> 法第17条の2違反 	<b>6 遮断踏切への立ち入り</b> 法第33条違反 
<b>7 交差点優先車妨害(左方優先等)</b> 法第36条違反 	<b>8 交差点優先車妨害(直進・左折妨害)</b> 法第37条違反 	<b>9 環状交差点安全進行義務違反等</b> 法第37条の2違反 
<b>10 一時不停止</b> 法第43条違反 	<b>11 歩道での歩行者妨害等</b> 法第63条の4違反 	<b>12 制動装置不良の自転車の運転</b> 法第63条の9違反 
<b>13 酒酔い運転</b> 法第65条違反 	<b>14 安全運転義務違反</b> 法第70条違反 	<b>14類型の違反を3年以内にくり返すと...</b> 「自転車運転者講習制度(3時間:5,700円)」の対象となります。 (違反の検挙の対象とならない14歳未満の方は、講習の対象となりませんが、ルールを守って安全運転を!!)



### 自転車安全利用五則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
  - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - 夜間はライトを点灯
  - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
5. 子どもはヘルメットを着用

自転車による交通事故でも、自転車の運転者に多額の損害賠償責任が生じるおそれがありますので、生じた損害を賠償するための保険等に加入するようにしましょう。

●問合せ先 開発部建設課